

三田市都市公園条例新旧対照表

現行					改正案								
第1条～第33条 省略 別表第1(第3条関係) 都市公園					第1条～第33条 省略 別表第1(第3条関係) 都市公園								
番号	名称	所在地		摘要	番号	名称	所在地		摘要				
省略					省略								
161	皿池湿原公園	三田市テクノパーク46番1		風致公園	161	皿池湿原公園	三田市テクノパーク46番1		風致公園				
別表第2～別表第3 省略 別表第4(第16条、第30条の3関係)					別表第2～別表第3 省略 別表第4(第16条、第30条の3関係)								
公園名	施設の使用区分		使用料		摘要	公園名	施設の使用区分		使用料		摘要		
省略					省略								
駒ヶ谷	省略		省略			駒ヶ谷	省略		省略				
運動公園	多目的広場	1時間	800円			運動公園	多目的広場	グラウンド	1時間	3,000円	3,000円		
省略					省略								
1 夜間使用料は、城山公園の体育館、野球場及びテニスコート並びに駒ヶ谷運動公園の体育館のみとし、午後5時(ただし、城山公園の野球場(会議室を除く。))及びテニスコートにあつては、5月から8月までの間は午後7時)以降の使用に適用する。 2～5 省略					1 夜間使用料は、城山公園の体育館、野球場及びテニスコート並びに駒ヶ谷運動公園の多目的広場及び体育館のみとし、午後5時(ただし、城山公園の野球場(会議室を除く。))及びテニスコート並びに駒ヶ谷運動公園の多目的広場にあつては、5月から8月までの間は午後7時)以降の使用に適用する。 2～5 省略								
別表第5(第19条関係)					別表第5(第19条関係)								
公園名	施設名	使用期間	使用時間		公園名	施設名	使用期間	使用時間					
省略					省略								
駒ヶ谷	省略		省略		駒ヶ谷	省略		省略					
運動公園	テニスコート	1月5日から12月27日まで	1月、2月及び12月	3月及び4月	5月から8月	9月	10月及び11月	1月5日から12月27日まで	1月、2月及び12月	3月及び4月	5月から8月	9月	10月及び11月
	多目的広場		午前9時から午後5時まで	午前9時から午後6時まで	午前7時から午後7時まで	午前7時から午後6時まで	午前7時から午後5時まで		午前9時から午後5時まで	午前9時から午後6時まで	午前7時から午後7時まで	午前7時から午後6時まで	午前7時から午後5時まで

